

(6) 聖学院大学外国人留学生に関する内規（学則第42条、第43条）

（趣旨）

第1条 この内規は、聖学院大学学則（以下「学則」という。）第42条により入学を許可された外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し、学則第43条2項に基づき必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この内規において留学生とは、「出入国管理及び難民認定法」の定める「留学」の在留資格を得、卒業を目指して本学に入学した者をいう。

（入学）

第3条 学則第42条による選考を希望する者は、日本の大学において教育を受けることを目的として日本国内に居住している者であることを要する。

2 入学を許可された者は、誓約書、在留カードの写し、その他本学が指定する書類とともに、入学金を含む所定の学費を添えて、指定の期日までに入学手続をすることを要する。

3 入学許可を受けた者が、留学に必要な在留資格を取得できなかったときは、入学許可を取り消すことがある。

（母国連絡先）

第4条 留学生は、学則第19条に定める保証人に代えて、母国連絡先を届け出ることを要する。

（修学）

第5条 留学生は、各セメスターにおいて14単位以上の単位を修得しなければならない。

2 留学生は、指定された日本語科目もしくは日本事情に関する科目を履修しなければならない。

3 留学生は、各セメスターにおいて、必要な単位を修得するために履修手続をし、授業に常時出席しなければならない。

（在籍確認）

第6条 留学生は、定期的な在籍確認の手続をしなければならない。

（届出が必要な事項）

第7条 留学生は、次の各号の事項について、遅滞なく本学に届け出なければならない。

(1) ビザ更新手続後に発行される在留カード（更新された在留資格及び在留期間が確認できるもの）

(2) 居所

(3) 連絡が取れる電話番号

(4) 日本国外に渡航するときは、渡航先及び帰日予定日

(5) 資格外活動をするとときは、その活動内容

(6) その他本学が指定する事項

（国民健康保険）

第8条 留学生は、国民健康保険に加入しなければならない。

（休学）

第9条 留学生は、休学することができない。ただし、次の各号に該当する者については、審査のうえ、期間を定めて休学を許可することができる。

(1) 出産する者

(2) 兵役につく者

(3) やむを得ない事情により修学が困難な者

（留学）

第10条 留学生は、本学在籍のまま留学をすることができない。ただし、特段の事情のある者については、審査のうえ、期間を定めて留学を許可することができる。

（退学）

第11条 退学しようとする留学生は、その理由を記し、本学所定の書式により願い出なければならない。

（退学勧告）

第12条 本学は、学則第37条に基づいて懲戒として行う退学処分、「成績不良による退学に関する内規」

に基づいて行う退学処分のほか、次の各号に該当する留学生に対して、退学を勧告することがある。

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」の定め違反する行為をしたこと
- (2) 必要な手続もしくは届出を怠り、又は必要な手続もしくは届出に際して虚偽の記載をし、それについて本学の指導に従わなかったこと

(学費)

第13条 留学生には学費納入期限を別途設定する。ただし、納入期限を越えての延納・分納をすることはできない。

(在留資格)

第14条 在留資格変更もしくは在留期間更新のために必要な書類は、次の条件をすべて満たす者にのみ発行する。

- (1) 定期的に在籍確認の手続を行っていること
- (2) 必要な単位数を修得していること
- (3) 授業に常時出席していること
- (4) 所定の期日までに学費を納入していること
- (5) 「出入国管理及び難民認定法」及び本学の諸規則に違反する行為がなく、かつ学生の本分に反する行為がないと認められること

2 留学生が在留期間の更新を認められなかったときには、在留期間満了の日の翌日をもって除籍する。

(学則等の適用)

第15条 この内規のほか、学則、「成績不良による退学に関する内規」その他の学生に関する諸規程は、留学生にも適用する。

(改廃手続)

第16条 この内規の改廃は、学生生活部委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2013年4月1日より施行する。

附 則

この内規の改正は、2018年4月1日から施行する。